

2020年11月20日

リニア新幹線沿線住民ネットワーク

共同代表 天野捷一、川村晃生、片桐晴夫、原 重雄

東京外環道工事中の道路陥没事故に関連し、リニア新幹線大深度地下工事の対象になる地域の地盤、地質、地下水を調査するよう求める申し入れ書

10月18日昼過ぎ東京・調布市東つつじヶ丘の市道で発生した陥没事故は、東京外環道の大深度工事に不安と疑問を抱いていた市民に衝撃を与えました。現場周辺の30世帯に避難要請が出されとも伝えられています。11月20日には長さ30メートルの地下空洞が見つかり、住民からは「不安で夜も寝られない」、「私たちの命と引き換えに工事するのは許されない」という悲痛な訴えが上がっています。

東京外環道は延長16.2キロにわたり、長径のトンネル2本を巨大なシールドマシンを使って掘削を行っています。この2年間で3回も酸欠空気が川面に発生するなど、大深度工事の影響があり、最近ではルート上の住民から振動の発生や工事音とみられる音が聞かれるとの苦情も寄せられていました。このような住民の訴えを無視して陥没事故発生まで工事を進めてきた東日本高速道路など事業者の責任は重いと言わざるを得ません。

陥没後の対応について、東日本高速道路と鹿島などもJVは現場付近の400メートルの範囲で地盤・地質調査を行い、結果が出るまで大深度地下トンネルとランプトンネルなどの工事を中断することを決めました。これは住民の安全を守る上で当然の措置です。

10月19日の外環トンネル施工等検討委員会の会議に出された東日本高速道路と施工企業からの資料に、「トンネル坑内の圧力や掘削土量は、添加材・圧力・搬送設備等の調整を行っていることで適切な状態で施工されていることを確認した」と記されています。作業に誤りがなかったとしたら、なぜ地盤の陥没という事態が起きたのかが問題になります。本来ならトンネルを掘削する場合、事前にボーリングを細かく打ち込むなどして詳細な地質、地下水の調査が重要になりますが、外環道ではボーリング調査も極めて少なかったことが知られています。

外環道やリニア中央新幹線工事の大深度地下工事について、地盤や地表への影響を心配する声が上がっていましたが、共に事業者は実証がないのかかわらず、「大深度工事は地表には影響を及ぼさない」と言い続けてきました。今回のような陥没事故は今後工事が進められると、ほかの地域でも起こる可能性があります。安易に大深度地下使用を認めた国交省の責任も重大であり、今後の工事の中止したうえ、使用認可を取り消すべきです。

私たちが工事の中止と事業の見直しを求めているリニア新幹線は、東京・品川区、大田区、

世田谷区、川崎市、町田市と、愛知県春日井市、名古屋市にわたる 50 キロで大深度トンネルを掘る計画であり、2018 年 10 月に国交大臣から J R 東海に大深度地下使用認可が下りています。掘削を行うのは東京外環道と同様の大手ゼネコンを中心とした J V であり、掘削方法も同様なものになります。ルートは都市の住宅街の地下に設定されており、騒音・振動、地下水の枯渇などの被害が起きるといふ住民の不安の声が上がっています。東京外環道と同様 J R 東海は「大深度だから地表に影響はない」と言い続けてきました。今回の道路陥没事故が起きて、これまでの J R 東海の説明がまやかしかであることが明らかになりました。

リニア新幹線大深度地下工事について、沿線周辺で多数のボーリング調査を行い、地層や、地盤の強度、地下水の分布など詳細な環境調査を行っておらず、地盤崩落や地下水の噴出・枯渇、酸欠空気の発生などの想定や対策を何も立てていません。大深度トンネルの掘削前にこうした詳細な調査を行うことを求めます。

大深度地下トンネルの存在が土地家屋の財産権を侵害するという、これまでの私たちの主張に対し、「風評である」とする J R 東海の言い逃れが間違っていたことが立証されました。

東京外環道とリニア新幹線工事に適用されているに「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法」（大深度法）にも様々な欠陥が指摘されています。「地権者の了解なく工事が進められる」、「被害を 1 年以内に訴えなければ補償はしない」などの内容はあくまで事業者優先であり、地権者などの権利を侵害しています。抜本の見直しが必要で、廃止が必要です。

以上の経緯と東京・調布市の道路陥没事故を契機に以下のことを国土交通大臣に求めます。

記

1. 東京・調布市の道路陥没事故に関し、東京外環道の大深度地下工事との関連を徹底的に調査させ、原因が究明された場合は、住民に対し具体的、詳細に説明すること。それまでは一切の工事を中止すること。
2. 道路陥没事故において生命の危険を覚えている住民の方々に安全対策を実施し、土地・家屋被害や精神的苦痛に対し十分な補償を行うこと。
3. 外環道工事について、安易に大深度法に基づく大深度地下使用を認めたことが陥没事故につながっている。外環道工事、リニア新幹線工事の大深度地下使用認可を取り消すこと。
4. リニア新幹線建設を中止し、国会でリニア事業の見直しについて審議すること。
5. 都市住民に極めて不利な内容が盛り込まれた大深度法を廃止するか、住民の権利を保護する形に改定すること。

私たちは、国土交通大臣が直ちに J R 東海に対する大深度地下使用認可を取り消し、同時に現在行われているリニア新幹線工事を中止するとともに、この事業の見直しを行うよう強く求めます。

以 上